

## 中山道公衆トイレ設置及び管理に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、桶川市が設置する公衆トイレの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 桶川市は、来訪する観光客及び市民の利便の用に供するため、公衆トイレ（以下「トイレ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 トイレの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 なかせんどうおけがわじゅくてあらいどころ  
中山道桶川宿手洗い処

(2) 位置 桶川市寿一丁目 717 番 3

(供用時間)

第 4 条 トイレの供用時間は、午前 6 時から午後 9 時までとする。

(管理)

第 5 条 トイレは桶川市が管理し、その設置目的に応じ常に良好な状態において利用できるよう管理に努めなければならない。ただし、市長が必要であると認めたときは、トイレの管理を委託することができるものとする。

(行為の禁止)

第 6 条 何人も、トイレ及び敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) トイレの建物、付属設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 承諾なくして物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、トイレの管理運営上支障となる行為をすること。

(損害賠償)

第 7 条 利用者は、故意又は過失によってトイレを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、トイレの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。